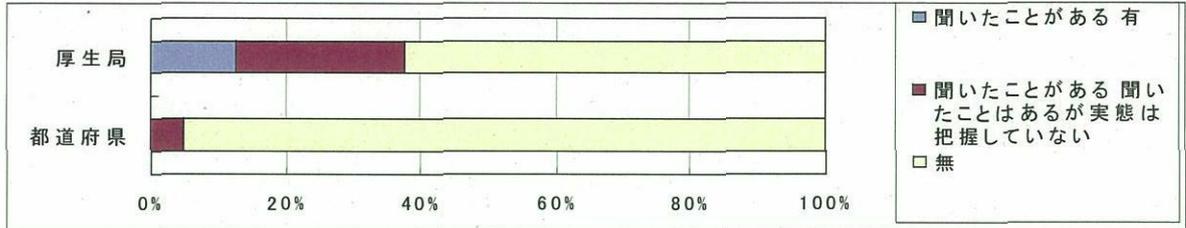


(3) 理容行為・美容行為の状況

ア 無料で行う理容行為・美容行為

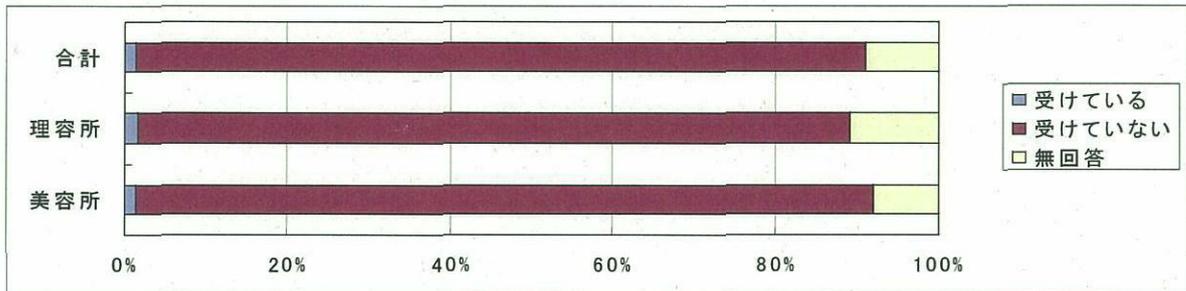
実務実習生が行う理容行為又は美容行為について、「無料で行う等、近隣の理容所又は美容所から経営の圧迫をうけている実態がある又は聞いたことがある」としている厚生局は3件(37.5%)、都道府県は1件(4.8%)となっている。

なお、「実態がある」とした厚生局1件(4.8%)については、指導できていない。



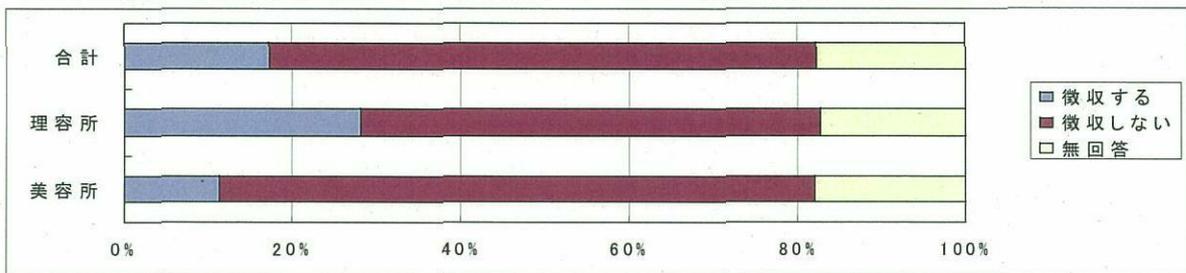
イ 実務実習生の受入れに関する苦情

実務実習生を受け入れる場合において、近隣の理容所又は美容所から「苦情を受けている」は5件(1.4%)、「苦情は受けていない」は312件(89.7%)となっている。



ウ 代金の徴収

実務実習生が行う理容行為又は美容行為に対し、「料金を徴収する」は60件(17.2%)、「代金を徴収しない」は226件(64.9%)となっている。



また、「代金を徴収する」57件のうち、「内容にかかわらず徴収する」が29件(48.3%)、「内容によって徴収する」が31件(51.7%)となっている。

